

環 政 第 1819 号
平成 19 年 1 月 10 日

小松市長 西村 徹 様
(小松市生活環境課扱い)

石川県知事 谷本 正憲

小松市環境美化センター熱回収施設建設事業に係る環境影響評価方法書
に対する環境保全の見地からの意見について

平成 18 年 8 月 30 日に送付された標記環境影響評価方法書について、ふるさと石川
の環境を守り育てる条例第 207 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

(事 務 担 当)
石川県環境安全部環境政策課
規制指導グループ 堀 (4219)
TEL:076-225-1463
FAX:076-225-1466
Email:horish@pref.ishikawa.lg.jp

(別 紙)

小松市環境美化センター熱回収施設建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見

小松市環境美化センター熱回収施設建設事業に係る環境影響要因の抽出、環境影響評価項目の選定及び調査・予測・評価の方法については、環境影響評価技術指針に沿っており、おおむね妥当である。

しかしながら、調査等の実施に当たり下記の点に留意し、環境保全に万全を期されたい。

記

1 全般的事項

- (1) 環境負荷低減の内容や程度について、多角的に比較検討を行った上で、熱回収等、エネルギーの有効利用を考慮して焼却炉の処理方式を決定し、環境影響予測、評価を適正に実施すること。
- (2) 新規に建設する炉は、ダイオキシン類の排出を適正に評価する観点から、1炉当たりの処理能力並びに何炉構成になるのか準備書で明らかにすること。
- (3) 「植物」、「動物」及び「生態系」への影響予測、評価は、「大気汚染」、「騒音」及び「振動」の影響予測、評価を踏襲して実施すること。また、工事中の濁水による河川への影響を予測、評価すること。併せて、焼却炉停止時の排水処理計画を準備書で明らかにすること。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

施設の稼働に伴う排ガスの影響については、標高を加味した煙突高で予測、評価を考慮すること。また、現在の焼却炉の排ガスの影響についても考慮すること。

(2) 騒音

一般環境騒音については、発生源と集落との特殊な位置関係（高い台地の上に焼却施設があり、50m下に集落があつて、両者の間は谷筋で繋がっている）を考慮して、騒音の評価地点として適切な地点を選定する必要がある。

(3) 悪臭

施設からの悪臭の漏洩による影響及び煙突からの排出ガスによる影響を予測、評価すること。

(4) 雨水排水

工事中の降雨時に発生する濁水は、調整池を経て梯川に流入するので、既存の調整池について、新たな雨水排水協議で必要な容量を確認後、放流による河川への影響を予測、評価すること。

(5) 植物、動物

現地調査にあたっては、調査の時期は、年間を通して動植物の生育状況を把握するのに適した時期を設定し、予測対象時期については、工事に伴う動植物への影響を予測すること。また、調査範囲は、原則として「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省監修）に準じて設定すること。

(6) 景観

建設計画地（現小松市環境美化センター敷地内）は、白山眺望の代表的な視点場である木場潟公園に近接するため、公園からの白山眺望に留意して評価を行うこと。

(7) 文化財

工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は、現状を変更することなく速やかに小松市教育委員会と協議し、文化財保護法に基づく所定の手続きをとること。

(8) 廃棄物等

活動時はばいじん又は溶融スラグ等が発生するが、その量の予測、保管場所並びに処分方法を明らかにすること。

(9) 温室効果ガス

新しい炉は、現在の焼却炉と比較して、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生がどれだけ軽減できるか、準備書で明らかにすること。

以上